

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第

卷三十第

行發日一月九年十正大

論叢

給付能力原則の適用

法學博士 神戸 正雄

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

時論

我國の地方税を論ず

法學博士 小川 郷太郎

說苑

八時間勞働制の沿革

法學博士 山本 美越乃

小學教育費の研究

經濟學士 小山 田小七

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

雜錄

住居統計概説

法學博士 財部 靜治

伯林に於ける乳兒死亡率

法學士 汐見 三郎

戰後英吉利の經濟狀態

法學士 小島 昌太郎

日英米の海軍協定

法學士 小島 昌太郎

中世都市の發達(四)

三 浦 周 行

——對明貿易の影響(續)——

永享五年五月二十八日に幕府は東大寺雜掌に向つて、兵庫島の修築を怠るを詰り、

所詮於_二御願_一は、嚴密可_レ被_二執行_一之、至_二修固_一は、被_レ仰_二付正實定光_一訖、早可_レ被_レ渡_二彼關

所於兩人代_一、

との命令を傳へて居る。¹⁾即ち東大寺に對する兵庫關升米及び置石二種の關稅寄附の目的が一は所謂顯密の御願を修するが爲め、二は兵庫島の修固をなすが爲めであつたに拘らず、後者は其實行が伴はなかつたから、幕府は前者を東大寺に保留し、後者を東大寺の手より收めて、正實・定光の二人に移し、同寺の雜掌をして二人の代理人に關所の引渡を命じたものである。此正實・定光の二人は蔭涼軒日錄に、兵庫島の修理は先頃の如く倉方に仰付けらるべしとある倉方、即ち所謂公方の土倉に外ならぬ。此倉方が兵庫津の間屋であつて、正實・定光を別人とする見方もないではないが、それは全く記錄の意味を取違へたものである。而かも東大寺から全然築港に關する事務を剽奪したものではない。正實・定光の二人を東大寺の管領する兵庫北關の代官職として其事

1) 東大寺文書所收幕府御教書
2) 蔭涼軒日錄寬正五年六月二日の條
3) 史學雜誌三〇ノ五、兵庫兩關稅務の研究

務を管理し、修築事業を遂行せしめんとするに過ぎない。當時將軍義教は幕府の收入増加の方針より義滿の對明外交を再興する意があつて、永享四年に第一回の遣明船を發遣したが、近く其歸朝と共に、明の答聘使の船も來朝すべく期待されたから、急に兵庫島の修築を急ぎ、東大寺に任せて置いては其實現を見ることが困難であつたので、こゝに幕府の御用商人にして、且つ其會計事務を管理しつゝあつた倉方に移管したものと解すべきである。(我遣明船と明の答聘使の船とは共に永享六年に兵庫に入港して居る)

其後寛正四年に將軍義政が遣明船派遣の計畫をなした頃、幕府の管領であつた攝津國守護細川勝元は蔭涼軒を経て、明船の來朝に備へる爲め、先規に任せて兵庫島の修築をなさんことを義政に申出で、義政は先規を正實・定光の二人に諮詢した。其時細川勝元は先規の如く幕府の倉方に修築を命ぜられたいといひ、政所より其旨を傳へたが、倉方は其負擔に堪へ兼ねることを訴へてこれを辭退したので、終に兵庫島の領主たる東大寺の雜掌年預五師安樂坊に命じて、東大寺をして修築させることゝなつたのである。此復舊は兵庫島の築港事務が一時倉方に移管されたとはいへ決して東大寺の手を離れた譯ではなかつたことを示すものに外ならぬ。

此倉方は兵庫の間屋でないが、兵庫の繁榮に伴つて同地の間屋業の發展はもとより否定すべきことでない。明應五年四月二日の東福寺納米注文を見ると、寺納米十五石が兵庫に陸揚して京都

に發送される迄の間兵庫の間即ち問屋の倉庫に保管されて居つて、米三斗の倉敷分を支拂はれたことが見える。倉敷分とは倉敷料の事である。

應仁文明の内亂は近畿の二大港灣たる兵庫と堺とを競争狀態に導いた。人も知る如く、此内亂は京都を中心として行はれたものであつたから、中國や四國・九州方面の東軍や西軍に屬する諸大名が京都に向つて、軍隊・糧食を輸送するに兵庫を選ぶは當然であつた。されば中國・九州・四國切つての一大雄藩であつた大内政弘が西軍に應じてからは、東軍の領袖で攝津の守護であつた細川氏との間に、此兵庫の爭奪戰の行はるゝことが避くべからざる運命となつたのである。應仁元年七月、政弘が始めて西軍に應じて大舉して上京しやうとした時には、兵庫を避けて、堺南莊から上陸するやうに聞こえた。此頃和泉も亦細川氏の族持久が守護であつたから、彼れは幕府の特に派遣した齋藤種基と共に豫めこれに備へたのであるが、政弘は兵庫から上陸を強行して陸路上路したのである。政弘は敵の爲めに本國との聯絡を絶たれまいとして、兵庫を始め殆ど攝津一國を攻略したが、東軍に屬した播磨の山名是豊、赤松政則等がこれを妨げて交戰の絶間がなかつた。斯くて兵庫を確實に占領するの困難を看取した彼れは又堺に着目して、文明二年頃同地をも占領した。大内氏の兵糧米四萬石の堺に到着したのも此頃の事である。⁵⁾

大内は更に北海の港灣をも利用して、本國より糧食を輸送させて居た。文明四年に越前の朝倉

5) 大乘院寺社雜事記文明二年七月九日の條

教景が東軍に降つた爲め、西軍に大恐慌を來たしたことがある。これ從來大内を始めとして西國の諸大名の糧道と恃んだ越前が敵手に委したからであつた。⁶⁾越前の港は敦賀であつたらうが、國は違ふけれども、若狹の小濱も相當利用されて居たらしい。

此戰亂中、堺商人の活躍は目ざましいものであつた。彼等の中には遠く琉球に航して貿易を行つたものがある。當時の琉球と島津氏との關係は猶ほ朝鮮と宗氏とのその如きものがあつて、島津氏は他國人の琉球渡航を妨げ、通商の利益を壟斷しやうと務めつゝあつたから、堺商人の渡航についても、幕府に抗議を申込んだものか、文明三年に、幕府は堺の商船の官券を帶びずして琉球に渡航するを禁じ、若しこれに違犯したものゝあつた場合は其錢貨を沒收して京都に送達せしむべき命令を島津立久に下したことがある。

然るに堺として此戰禍の齎した多大の收穫は幕府の遣明船の埠頭としての兵庫の地位を奪つた一事であらう。由來大内氏は亦特殊地位を利用して對明貿易に特別の地歩を占め、明に赴く貿易家は皆一應同氏に渡りを附けねばならなかつた。大内氏の富は歸朝後の彼等から徴した莫大なる抽分錢の收益に依つたことも多かつたらうと察せられる。幕府の遣明船についても、其船舶・設備・方物の調達等を引請けて利潤を得つゝあつた大内氏の領内にあつた博多の殷賑も亦其對明貿易の影響を最も多く受けた爲めであつた。寶徳三年に發せられた天龍寺船の綱司以下が、皆博多

6) 大乘院寺社雜事記文明四年八月二十日の條に大内以下西國兵糧以越前爲通路之處如此儀出來、西方迷惑歟、同二十八日の條西方大名日々夜會合、越前通路不叶之間、旁迷惑無力、可責東御陣云々

に赴いて商人を誘ひ所要の船舶や方物を調達したのは博多商人の遣明船に於ける特殊地位を語つて居る。明人の居留地が町の一區をなして居たのも此頃の事である。博多商人は又商業上優秀なる伎倆を有して居るものと一般に認められて居た。永享元年八月、幕府が筑紫の富家四人を京都に移住させたことがある⁷⁾。これ其刺激に依つて京都を贈さんが爲めであつた。所謂筑紫が博多を意味すること言ふ迄もない。

大内が幕府の反對側に立つたことは幕府の財源たる遣明船の出帆に一大障礙を與へることゝなつた。此頃明から將軍に贈つた新勘合印は表面海賊の爲めに奪はれたことに成つて居るけれども其實大内氏に横奪されたのである。(現に毛利家に傳はる明の勘合印は大内氏の舊藏に相違ない)大内氏の領土は中國の西部から九州の北部に亘つて居り、瀬戸内海の船衆即ち海賊は伊豫の河野氏を始めとして大内氏の部下たる關係にあつたから、此方面の制海權は大内氏の掌中にあつたと申して宜しい。大内氏の去就が東西兩軍の間に重きをしたのは決して偶然でなからう。大内氏にして一たび西軍に歸した後は、幕府の遣明船が從來の如く瀬戸内海を通過するは頗る危に險瀕して來た。されば文明元年に歸朝した遣明船の如きも、大内氏が海上に要して掠奪を行ふこの風説に脅かされて、九州の南岸から土佐を迂回して歸つた程である⁸⁾。

斯る形勢の裡にも、幕府は大内氏の手を離れて直接に遣明船を出だすことに苦心した結果、堺

7) 京都將軍家譜

8) 大乗院寺社雜事記文明元年八月十三日の條

に注目し出した。文明六年、幕府は堺の商人湯川宣阿、小島三郎左衛門、和泉の小島林太郎左衛門尉に渡明を命じ、彼等の琉球渡航を妨げざるやうにその命令を島津氏に發して居る。この渡明の往復、琉球に寄航することの保障を與へたものであらう。文明八年には又幕府の遣明船が三艘堺を發した爲め、海上の警固を島津氏に命じ、同じく十五年にも、日向國中の津々浦々に於ける遣明船の警固を同氏に命じて居る。⁹⁾是等の遣明船は何れも堺を發して、土佐沖から薩摩の南岸に出で、歸路も亦同一の航路を通つて堺に着岸したものである。文明十年二月の御教書に、遣明正使、副使以下の在國中より歸朝の日迄意を用ゐて扶持せよとあるが見えるは、彼等が是等の方面に於て途中上陸した場合を意味する。島津氏の領内たる薩摩の坊津、日向の飢肥の繁榮は琉球貿易の外、此對明貿易の影響に依るものであつた。

東西兩軍の講和後、義政は大内氏の對明貿易に關する特殊の地位を復讐することに同意したけれども、文明十五年の遣明船は尙ほ依然として堺商人の請切即ち請負に依つて行はれた。當時堺商人が有力なる競争者を排して斯る大任を託され、而かも完全に其任務を果たしつゝあつたのは全く堺の商業機關の發達に基づくものと看做さねばならぬ。

私はこゝで少しく當時の對明貿易の手續について説明するも、無用の事であるまいと思ふ。幕府若しくは幕府の特許の下に派遣された遣明船(天龍寺船の如き)は一種の合資貿易であつたが、

9) 薩藩舊記

實際は下請賃人たる商人の手で行はれたのである。此種の遣明船では、其乗込人(商人)より、一人について二十貫文の船賃を徴し、積込の貨物(貿易品)からは、一駄について十二貫文(もとは八貫文であつた)を收めた。但十駄を積込んだものには其船賃を免除した上に、今一人を無賃で乗込ます特典が與へられ、二十駄を積込めば、更に一人を同様無賃で乗込ますことが出来た。是等の收入を以て、造船から船内の設備、明への方物等に要する經費を支辨し、又勘合申請の手数料に充てたのである。斯くて歸朝の後はその輸入した貨物の代價を、日本の相場に見積つて、一割を幕府若しくは船の名義主に納めた。これが即ち抽分錢である。¹⁰⁾ 寶徳三年に發せられた天龍寺船については、蔭涼軒日録と鹿苑日録とに稍詳しい記録が残つて居るが、それに據ると、次ぎの如く一號船から十號船迄すべて十艘から成立つて居た。

一號船	天龍寺	六號船	大友
二號船	伊勢法樂社	七號船	大内
三號船	天龍寺	八號船	大和多武峯
四號船	九州探題	九號船	天龍寺
五號船	島津	十號船	伊勢法樂社

但し島津は勘合印を受けながら、辭退したので、實際渡明したのは九艘であつた。天龍寺船と

10) 鹿苑日録明應八年八月六日の條

稱する丈に、天龍寺の貨物は最も多く、隻數の如きも全體の三分の一を占めて居り、法樂社はそれに次いで二艘であつたが、其中九號船と十號船とは所謂枝船である。天龍寺の貞都聞が綱司となり、増都聞が三號船の居座となつて、先づ博多に赴き、同地の商人を誘つて、船舶・方物を調達したことは既に述べた。是等の遣明船には毎隻幕府の警固の武士が乗組んで居つて、商人の不法行爲を取締り、探題・大内・大友・多武峯等もその俗官を乗込ませて居た。天龍寺船とはいふも、表面は他の遣明船同様、將軍の名に於て明に遣さるゝのであつたから、將軍の明に贈るべき方物(馬二十匹)は天龍寺に於て支辨し、これに對する明の返禮は皆公物として將軍に納めるけれども、其他の貨物については、天龍寺船の歸朝後、鹿苑院に於て、院主竺雲和尚主として抽分を行ひ、日本の物價に見積つて其一割を寺に納め、寺物とさせた。これ取りも直さず幕府が天龍寺に對して寄附する意味に外ならぬ。而かもこれと同一の場合には他の船主の場合にもあつた。例せば四號船の九州探題の如きも、領内の筑前聖福寺の造營の爲めにしたものであつて、さながら幕府と天龍寺との關係に似て居る。故に四號船の商人は天龍寺以外これに相當の抽分錢を納ねばならぬ。而して此點は又他の大友・大内等の諸船主の場合とても亦同様であらう。曇芳瑞西堂が大友親綱の徳を頌して、「去歲入唐船歸、各出抽分、先命諸商定物價、令出十分一、然可^レ出一貫者減三百、可^レ出二十貫者減三貫、餘可^レ例知也、此亦寡欲之至也」といつて居るのはこれを證すべきである。

然るに堺の商人は貿易の利得の多少を問はず、初から一艘何程と請切つた請負貿易であつた。

彼等は南海沖を迂回する爲め、渡航費の非常に嵩んだに拘らず、歸朝の後は迅速に一定の抽分錢を納めて居る。而かも此抽分錢たるや、貿易家の立場からいへば、頗る割高なものであつた。文明十五年の如き、堺の商人は一號船と三號船とを各四千貫文で請負うて居るが、一般には、四千貫文にては到底收支相償はすとして、三千貫文を相當と認められて居たのである。¹²⁾堺が後進の港灣として光輝ある千年の歴史を有する兵庫を排し、博多の商人を凌駕して、新に有數の港灣都市たるを得たのは、政治的原因以外、其商人の奮闘努力に依つたことが多い。

堺の商人の海外雄飛については前に述べた事實の外にも、幾多これを證すべきものがある。文明の頃、堺の商人藥屋某が北京に居つて、不正な明商を懲らした事實や、一休の俗弟子であつた堺の富豪宗臨が同郷の商人淡路屋壽源と協力して、京都の大德寺を造營した時、櫓を以て梁とすれば、其家が榮えるとの俗説に従つて嘗て西域諸國に通じた船櫓を寺に送つて其梁とした話などにも其一斑が窺はれやう。されば彼等の中には素封の富を積んだものも多かつたと見え、前に引いた堺の貿易家湯川宣阿の如きは文明十五年に七十七歳で歿して居るが、其荼毗に附せられた日は、貴賤の見物市をなしたといはれる。¹³⁾以て其豪華を卜すべきであらう。

斯様に一面活動的であり、又他面に信用を重んじた堺の商人は、或る意味に於ける商業道德に於ても頗る徹底したものであつた。「堺之商人不言父子之間、互爭利以誑之」¹⁴⁾とは其父子の間柄ですら抜目のなかつたことを意味するのである。彼等の商業に卓越した天分は恐らく博多商人以上であつたかも知れぬ。彼等が堺の隆運を築き上げたのも決して偶然ではあるまい。

12) 鹿苑日錄 明應八年八月六日の條

13) 親長記

14) 鹿苑日錄